

+
—
—

の経過利子
払込み

額面金額の総額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{6}{365}$

十三 初期君子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 成
期 及 翌 行 を 十
日 び 営 休 支 次
に 第 業 業 払 の 五
つ 十 日 日 う 算 式
い 五 に に 。 月 六
て 号 支 当 た に よ
同 に 払 た だ し 二
じ お う る し り 十
。 い へ と 算 日
て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以降の利子

十八 扌 扌 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

毎年六月二十日及び十二月二十日に属す。おおきな額の支払期は、各支払期に属する。おおきな額の支払期は、各支払期に属する。

成十五年